

JILPT 調査シリーズ

No.163

2017年1月

組織変動に伴う 労働関係上の諸問題に関する調査 —企業アンケート調査・労働組合アンケート調査編—

The Japan Institute
for
Labour Policy and Training

独立行政法人 労働政策研究・研修機構



組織変動に伴う
労働関係上の諸問題に関する調査
—企業アンケート調査・労働組合アンケート調査編—

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

組織変動に伴う労働関係に関する立法措置としては、2000（平成12）年の商法改正による会社分割制度が創設され、それに合わせて会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律が制定された。その後、10年以上経過したが、規制改革実施計画などを受け、農協、医療法人といった会社以外の法人類型についても分割法制の導入が検討されている。この間、会社法において法整備がなされ、労働関係の判例が蓄積されている。

本調査研究は、厚生労働省の要請により、企業及び労働組合を対象に組織変動の実態を把握し、組織再編に伴う労働関係上の諸課題を整理することによって、組織変動に伴う労働関係に関する政策的対応（立法措置の必要性の有無や指針策定・改正）の議論に資することを目的として実施したものである。

調査では、企業及び労働組合を対象としたアンケート調査によって全体の傾向を把握し、並行してヒアリング調査によって企業及び労働組合に直接接して組織再編の背景と意図、課題を整理するようにした。

本調査研究の対象となった各企業の労使の方々には、お忙しい中時間を割いてアンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただいた。本調査研究の結果が、企業組織再編に関わる企業労使の方々、行政担当者やこの問題に関心のある研究者の方々に参考となれば幸いである。

2017年1月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野和夫

執筆者

執筆者	所属	分担箇所
わたなべ ひろあき 渡辺 博頭	労働政策研究・研修機構 経済社会と労働部門 統括研究員	序章、 第1章～第15章
こばやし とおる 小林 徹	労働政策研究・研修機構 経済社会と労働部門 研究員（2016年3月まで）	序章、第2章

なお、調査票の作成、標本設計、データのチェック、データセットの作成、企業調査集計表の作成は小林徹（元労働政策研究・研修機構 経済社会と労働部門 研究員）が行った。

調査研究参加者（五十音順）

呉学殊	労働政策研究・研修機構 労使関係部門 主任研究員
小林徹	元労働政策研究・研修機構 経済社会と労働部門 研究員（2016年3月まで）
仲 琦	労働政策研究・研修機構 労使関係部門 研究員
中村良二	労働政策研究・研修機構 企業と雇用部門 主任研究員
濱口桂一郎	労働政策研究・研修機構 労使関係部門 主席統括研究員
渡辺博頭	労働政策研究・研修機構 経済社会と労働部門 統括研究員

目 次

第Ⅰ部 調査の趣旨・目的と方法	1
第1章 調査の趣旨・目的	1
第2章 調査の方法	7
第Ⅱ部 企業調査編	15
第3章 回答企業の属性	15
第4章 会社分割（分割会社）	22
第5章 会社分割（承継会社等）	37
第6章 事業譲渡（譲渡企業）	45
第7章 事業譲渡（譲受企業）	57
第8章 合併	63
第Ⅲ部 労働組合調査編	71
第9章 回答労働組合の属性	71
第10章 会社分割（分割会社の労働組合）	82
第11章 会社分割（承継会社等の労働組合）	96
第12章 事業譲渡（譲渡企業の労働組合）	103
第13章 事業譲渡（譲受企業の労働組合）	116
第14章 合併	122
第Ⅳ部 まとめ	128
第15章 調査結果のまとめ	128
参考資料	151
調査票（企業調査、労働組合調査）	

用語の説明

本報告書および調査票で用いた用語の意味は以下の通りである。その他の用語は、本文中で随時説明を行うこととする。

- ① **純粹持株会社**：自らは事業をしないで他社の株式を保有し支配することを主な目的とする持株会社のこと。
- ② **分割会社**：会社分割をする会社のこと。
- ③ **承継会社**：分割会社から、事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継した会社のこと。
- ④ **設立会社**：会社分割により設立された会社のこと。
- ⑤ **事業単位**：部、課、係等、組織として一定のまとまりを持って機能する会社の財産の単位のこと。
- ⑥ **権利義務単位**：組織として一定のまとまりを持たない、特定の動産、不動産等の単位のこと。
- ⑦ **労働協約の規範的部分**：労働協約のうち、労働者の労働条件その他の労働者の待遇に関する部分のこと。
- ⑧ **労働協約の債務的部分**：労働協約のうち、規範的部分以外の部分のこと。例えば、労働組合への便宜供与、団体交渉の手續・ルール等のこと。